

令和元年度豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第2回会議 議事録

日時 令和元年11月8日（金）午前10時～正午

場所 豊田市役所 南52会議室

出席者（委員）※敬称略

杉本みさ紀（愛知県弁護士会）、前田裕之（愛知県司法書士会）、
近藤孝（愛知県社会福祉士会）、加藤真二（豊田加茂医師会）、
杉村龍也（JA 愛知厚生連 豊田厚生病院）、阪田征彦（豊田市地域自立支援協議会）、
川合保之（豊田市基幹包括支援センター）

出席者（設置要綱第8条第4項により会長が認めた者）

なし

欠席者（委員）

なし

オブザーバー ※敬称略

笠松麻理子（名古屋家庭裁判所 家事次席書記官）
岸本浩義（名古屋家庭裁判所岡崎支部 主任書記官）

事務局

【福祉部】粕谷福祉部長、柴川副部長、梅田社会福祉事務所長
【福祉総合相談課】中川課長、加藤良担当長、安藤主査、加藤史主事
【豊田市社会福祉協議会】中田事務局長、安藤事務局次長、鈴木地域福祉推進室室長
【豊田市成年後見センター】永井センター長、山下副センター長

傍聴者

日本社会福祉士会 理事
同会 調査研修事業受託コンサルタント
茨城県取手市（1名）
長野県松本市（3名）

次第

- 1 開会・福祉部長挨拶
- 2 委員・オブザーバー紹介
- 3 令和元年度の推進協議会の進め方について
- 4 令和元年度第1回会議における議論の整理について
- 5 議 事
協議事項：豊田市成年後見制度利用促進計画（素案）について
報告事項①：とよた市民後見人の育成・共働について
報告事項②：令和元年度豊田市成年後見支援センター中間実績について

議事録（要旨）

1 開会・福祉部長挨拶

【福祉部 粕谷部長】

- ・豊田市における成年後見制度の利用促進については、市長を含め市として三士会との連携や市民後見人育成が順調に進んでいるという認識である。
- ・とよた市民後見人育成講座においては、本協議会委員にも講師として協力いただき、感謝している。
- ・今回協議事項である豊田市成年後見制度利用促進計画においては、パブリックコメントに向け、皆様から意見を賜りたい。

2 委員・オブザーバー紹介

3 令和元年度の推進協議会の進め方について

（事務局より説明）

4 令和元年度第1回会議における議論の整理について

（事務局より説明）

5 議事 協議事項：豊田市成年後見制度利用促進計画（素案）について

（事務局より説明）

【前田委員】

- ・一般の人にも分かりやすい計画になっていると思う。
- ・ニーズとのギャップ（資料2 P.25）について、資料2のP.12とP.9には、認知症の対象者が7,800人、知的・精神障がい等含めると合計13,000人という推計がある。この数字に対し、果たして制度が必要な方は664人程度で留まるだろうか。

【事務局（市）】

- ・事務局としても、同じ思いがある。664人という数字は氷山の一角である。ただし、13,000人全ての人が成年後見制度を利用するわけではなく、親族の支援や多制度の活用により課題を解決できる方法はあるため、制度の必要性の判断が重要。

- ・また、本計画は6年間の策定期間であり、今の段階ではこの数字だが、今後修正していけるよう3年後に見直しをかける予定。対象者にアプローチするために、まずは理解、啓発を進めていく。

【阪田委員】

- ・この計画を知的障がい者や精神障がい者などの当事者が読むということを考え、ルビをうつなどの工夫が必要。概要版の作成や、障がい者の種別に応じた説明の仕方が重要。

【事務局（市）】

- ・この計画を当事者に伝えていくため、予算次第ではあるが次年度、本計画のわかりやすい版の作成を考えている。また計画内では「私たちのことは私たち抜きで決めないで」という障がい者権利条約の考え方も織り込まれており、当事者と一緒に作っていくことを意識していく。

【近藤委員】

- ・計画について、大胆な展開なおかつ細部にわたる検討で感心している。意思決定支援や身元保証という議論しにくい部分にも懸案事項として踏み込んだものである。
- ・今後の課題として、制度設計において現在後見類型を想定していることがほとんどだと思われるので保佐・補助類型の場合も考えていかなければならない。併せて、社協が行う日常生活自立支援事業の裾野も広げていくことが大切である。

【事務局（市）】

- ・保佐・補助類型についても残存能力の活用という視点でしっかりと考えていく必要がある。また、日常生活自立支援事業については社協として成年後見支援センターと一体的に取り組んでいる点が強みである。本人にとって成年後見制度ではなく日常生活自立支援事業の方が良いという部分もあるかもしれない。

【前田委員】

- ・保佐・補助類型も含めれば10,000人以上の制度利用者が想定される。親族等に頼ることができない場合、専門職後見人や市民後見人に頼らざるを得ない状況になると思うが、市民後見人については資料2 P.51の記載内容でよいか？

【事務局（市）】

- ・市民後見人の受任について、後見監督人としてのバックアップや専門職が現在後見人等となっている身上保護中心の案件については市民後見人へのリレーを行うなど、専門職側からも積極的に関わっていただきたい。
- ・市民後見人の育成をどのようなスケジュールで行うかということについては明確な回答が見出せていないので、協議会で皆さんと一緒に考えていきたい。

【前田委員】

- ・市民後見人の育成・共働については本協議会で課題を共有し、解決策を考えていきたい。つい最近受任した被後見人の方には市民後見人が寄り添えたら一番よいと感じる場面があった。市民後見人にリレーしたいと感じると同時に、すぐに案

件を渡せないというはがゆさを感じた。

【事務局（市）】

- ・ 専門職から市民後見人へのリレーを含め、ベストミックスで本人の視点に沿った支援を行えるようにしていきたい。

【杉本会長】

- ・ 計画における市民後見人の部分は、特に市民の目に触れる箇所だと思われる。ぜひ積極的に記載してほしい。

【川合委員】

- ・ 市民後見人の育成については、運営する側の実態も考慮する必要がある。今後見直しの機会もあるので、必要があればその際に修正をしていくということでしょうか。

【事務局（市）】

- ・ 行政としては、将来あるべき市民後見人育成・共働の形にむけて、どのような取組が必要なのか考えていく。今後の人事異動や体制の変更があったとしても、持続可能な実施体制を考えていく必要がある。

【杉村委員】

- ・ 地域の中で暮らすということを考えると、成年後見制度のニーズが飛躍に上昇すると思われる。一方で、様々な社会福祉に関する制度が措置から契約に変わり、施設契約等の際の身元保証が課題になってきている。豊田市においても民間企業が経営する有料老人ホーム等の施設が増加しており、そういった施設内での権利擁護が課題であることを計画に盛り込んだことは大きい。
- ・ 計画については6年経って終わりではなく、3年後の見直し以降も住み慣れた街で過ごすことを念頭に置いた持続的なものにしてほしい。

【事務局（市）】

- ・ 豊田市における他の計画や他課ともこの計画を連動させ、居住支援部門や、有料老人ホーム等を経営する民間企業にも、この状況の理解を深めていただかなければいけないと感じている。

【加藤委員】

- ・ 医師としては意思決定支援の部分に注目している。医師、訪問看護師、ヘルパーなどが集まり、本人が今後どう過ごしたいのか、その意思を探りながら議論を行っているが、現在その話し合いの場に後見人がいない。後見人がいるというその存在をアピールしていくことが必要。そして、そのチームの中に後見人が入ることの意味を持たせることが大切であり、本人の人生を充実させるという点では、後見人の参加も必要。

【事務局（市）】

- ・ 地域包括ケア企画課が進めている在宅医療・福祉連携の取組のなかで、意思決定支援に関するワーキンググループの一員としてセンター職員も参加している。
- ・ また、8月に開催したワークショップでは、弁護士や司法書士の方にも参加して

いただいた。意思決定支援の輪の中に後見人等も含まれるということの周知から進めていく。

7 議事 報告事項①：とよた市民後見人の育成・共働について

(事務局より説明)

【事務局（社会福祉協議会）】

- ・市民後見人の育成・共働については、市と一緒に社会福祉協議会としても主体的な意見を出させて頂いている。来年度の講座の実施についても前向きに考えており、また講座修了者が選任されるまでの期間にどのような活躍をしていただくかも合わせて考えたい。講座の内容をどうするかという点については検討を重ね、説明できるようにしていきたい。

【杉本会長】

- ・保佐・補助類型も市民後見人の受任案件として見込まれるとなると、非常に積極的に取り組んでいかなければならない。家庭裁判所としてコメントいただければ。

【事務局（市）】

- ・家庭裁判所の方には、とよた市民後見人育成講座において裁判官より家庭裁判所の説明および見学をさせていただくなど、多大なご協力をいただいた。

【笠松次席書記官】

- ・市民後見人について家庭裁判所としては、その報酬と選任について2つの側面からの関わり方がある。
- ・報酬について家庭裁判所としては、報酬付与の申立が行われた際に行った後見事務を踏まえて考える。利用支援事業などによる報酬助成の仕組みは家庭裁判所も知識として認識しておく。
- ・後見人等としての選任について、豊田市では現在事案に応じた受任調整ののち、申立をしていただいている。現在は豊田市と家庭裁判所とで、受任調整に関する考えはかなり一致していると思っている。今後、豊田市が市民後見人を候補者として申立を行う際も、市としての考えをまず伝えてもらい、家庭裁判所の認識と相違があればその都度考え方を調整していく。

【杉本会長】

- ・後見人等の選任過程において、豊田市としての考え方を分かりやすく伝えるように気を付ける。家庭裁判所はその考え方が違うようなら、一般論として市へ伝えていただく。豊田市において、利用促進が進んできたからこそお互いの認識の違いが分かるようになってきたのだと思う。今後も家庭裁判所からは忌憚のないご指導をいただき、豊田市からも遠慮しすぎず質問をさせていただきたい。

【笠松次席書記官】

- ・家庭裁判所としても、一般論として豊田市との認識の相違をすり合わせ、お互いの考え方を理解していきたい。

【杉本会長】

- ・意見をすり合わせる場に、専門職もぜひ交えてほしい。

【事務局（市）】

- ・定例会において事案等の実務的な話だけでなく、どのようにお互いの認識をすり合わせるかということについても話せるよう、専門職にぜひ協力をお願いしたい。

【前田委員】

- ・家庭裁判所はその判断をブラックボックス化せず、利用促進の一環で、要件をお示ししていただけるとよい。
- ・事務局が知る中で、全国的な動きとして最高裁の通知や意見はなかったか。

【事務局（市）】

- ・最高裁の意見などが出た場合はお伝えしたいが、あくまで各家庭裁判所の独立性がある。豊田市を管轄する家庭裁判所と一緒に話合いをしていきたい。

【前田委員】

- ・冒頭の家庭裁判所の挨拶で、「利用者のメリットを考える」という言葉もあった。ぜひとも家庭裁判所とのすり合わせの場があればありがたい。

【加藤委員】

- ・今後制度利用のニーズが増えていく中で、どれくらい市民後見人が必要かという数の把握が必要になっていく。豊田市では介護認定審査会で「お金の管理ができるのか」といった細かな調査をしている。担当課が違うのでハードルが高いのかもしれないが、うまく連携すれば実数把握も効率的にできるのではないか。

【事務局（市）】

- ・介護認定だけでなく障がい者についても同様の審査会を行っており、前向きに検討していく。

【事務局（社会福祉協議会）】

- ・市民後見人を支える仕組みづくりについて、当面は社会福祉協議会の法人後見の報酬を原資にするが、今後の需要増を踏まえ、持続可能な仕組みにしていきたい。本協議会関係者の皆様には、寄付やその呼びかけなどの協力をお願いしたい。

5 議事 報告事項②：令和元年度豊田市成年後見支援センター中間実績について（事務局より説明）

総括

【笠松次席書記官】

- ・利用促進を進めるうえでのマッチングや市民後見人の選任など、豊田市とは具体的な部分で家庭裁判所とのやりとりが増え、より連携が求められている。家庭裁判所としても、会議などを行い自治体とすり合わせを行う機会を増やしていきたい。また、実務の現場でも司法の中立に影響を及ぼさない範囲でコミュニケーションを重ね、お互いの判断に食い違いがおこらないように利用促進をすすめていけるとよい。

以上